

山梨県公報

第二百六十二号

令和四年

二月二十一日

月 曜 日

目次

○山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正 ……四三

公安委員会

○山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則 ……四三

告示

山梨県告示第三十三号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、この告示の日から適用する。

令和四年二月二十一日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

1(1)の表を1(2)の表とし、1(1)の表として次の一表を加える。

(1) 産業技術に関する設備及び機器

種別	区分	項目	単位	金額
機械、電子等に係る産業技術に関連するもの	材料試験機器	精密万能材料試験機	1時間	1,890円
	環境試験機器	精密万能材料試験機用恒温槽	1時間	1,440円
	精密測定機器	画像式座標測定機	1時間	2,210円

2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部化学試験・分析の款の次に次のように加える。

強度試験

精密万能材料試験機による試験(一般的なものかつ室温試験に限る。)	1件		1,820円
精密万能材料試験機による試験(特殊なものかつ室温試験に限る。)	1件		2,730円
精密万能材料試験機による試験(恒温環境試験に限る。)	1件		3,090円

2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部電子顕微鏡試験の款の次に次のように加える。

精密測定	画像式座標測定機による測定	1件	1,280円
------	---------------	----	--------

公安委員会

山梨県公安委員会規則第一号

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月二十一日

山梨県公安委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則の一部を改正する規則

第七号様式を次のように改める。

附則

この規則は、令和四年三月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番